

令和5年度第1回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議会議録

日時 令和5年8月18日(金)
午後1時58分から午後3時3分まで
場所 一宮市保健所 4階 大会議室

発言者	発言内容
<p>事務局 (清須保健所次長)</p>	<p>定刻より若干早いですが、委員の皆様がそろわれましたので、只今から、令和5年度第1回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議を開催させていただきます。</p> <p>私は、会議の進行を務めさせていただきます清須保健所次長の河野と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>開会にあたりまして、清須保健所長の栗木から挨拶申し上げます。</p>
<p>事務局 (清須保健所所長)</p>	<p>清須保健所長の栗木でございます。開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は、皆様には大変お忙しい中、尾張西部圏域保健医療福祉推進会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃皆様にはそれぞれのお立場で保健医療福祉行政の推進のため、格別の御理解と御支援をいただきまして、ありがとうございます。重ねて御礼申し上げます。</p> <p>さて、この圏域会議でございますが、愛知県地域保健医療計画に定める2次医療圏における保健医療福祉に関する施策につきまして、円滑かつ効率的に実施するために御意見をいただくとともに、関係者の皆様との更なる連携を図ることを目的といたしまして年2回開催しているものでございます。</p> <p>本日は、お手元の会議次第のとおり、議題としまして、愛知県外来医療計画の改訂、尾張西部医療圏保健医療計画の見直しの原案検討について、そして、報告事項としては4つの議事を用意しています。</p> <p>地域の誰もがより健康で安心して暮らせる地域社会の実現を目指して、皆様方の御協力をいただきたいと思いますので、限られた時間ではございますが、</p>

<p>事務局 (清須保健所次長)</p>	<p>活発で忌憚のない御意見、御提言をいただきますようお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>次に資料の確認をさせていただきます。</p> <p>事前に、会議次第、出席者名簿、配席図、資料 1-1、資料 1-2、資料 2 から資料 5、資料 6-1、資料 6-2、資料 7、資料 8、参考資料 1 及び資料配付のみの資料を配付させていただきました。</p> <p>また、当日配付資料として、令和 5 年度清須保健所事業概要、令和 5 年度一宮市保健所事業概要及び差し替え資料として資料 4 を机上に配付しています。</p> <p>また、出席者の変更がありまして、出席者名簿と配席図も差し替えとして机上に配付しています。</p> <p>もし、不足等ございましたら、お知らせくださるようよろしくお願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
<p>事務局 (清須保健所次長)</p>	<p>次に本日の出席者ですが、御出席いただきました皆様を御紹介するのが本来ですが、時間の関係からお手元の名簿と配席図に代えさせていただきます。</p> <p>本日の会議運営についてですが、感染防止の観点から、委員の皆様が発言される際に、事務局からのマイクのお届けを見合わせていますので、発言の際には恐縮ですが、地声でゆっくりと発言していただきますようお願いいたします。</p> <p>筆記用具につきましては、机上に配付していますので、御理解ください。</p> <p>また、配付していますペットボトルのお茶はお持ち帰りいただきますように御協力をお願いします。</p> <p>本日は傍聴者が 2 名いらっしゃいます。</p> <p>それでは、会議に入らせていただきますが、会議の傍聴につきましては、お手元の傍聴心得を遵守していただきますようお願いします。</p>
<p>事務局 (清須保健所次長)</p>	<p>次に、議長の選出です。</p> <p>本会議の議長につきましては、配付してあります</p>

	<p>当会議の開催要領第 4 条第 2 項により出席者の互選により決定することになっています。</p> <p>特に御異議がなければ、一宮市医師会長の櫻井様をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>事務局 (清須保健所次長)</p>	<p>【異議なし】の声あり</p> <p>それでは、出席者の皆様の総意として、一宮市医師会長の櫻井様に議長をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、議長として指名を受けました櫻井でございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、これから議事に入りますが、その前に委員の出欠状況及び本日の会議の公開・非公開の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (清須保健所次長)</p>	<p>開催要領第 4 条第 3 項に基づき委員の出欠状況につきまして、報告いたします。</p> <p>本会議の構成員の人数は、20 名です。</p> <p>午後 2 時 3 分現在の出席委員数は 18 名、欠席委員数は 2 名です。</p> <p>以上のことから、開催要領第 4 条第 3 項に規定されている委員の過半数の出席がなされていることを報告します。</p> <p>また、当会議は、開催要領第 5 条第 1 項により原則公開となっています。</p> <p>従いまして、全て公開で行いたいと思います。</p> <p>なお、本日の会議での発言内容、発言者名につきましては、後日、愛知県のホームページに会議録として掲載することにしていきますので、あらかじめ御承知くださるようお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの報告のとおり、本会議は、委員の過半数の出席がなされていることを確認しました。</p> <p>また、事務局から説明があったとおり、全て公開で議論したいと思います。</p>

<p>議長</p> <p>事務局 (清須保健所課長補佐)</p>	<p>それでは、議題に入ります。(1)愛知県外来医療計画の改訂について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>清須保健所の蒲生です。着座にて説明させていただきます。</p> <p>愛知県外来医療計画について、説明させていただきます。</p> <p>資料1-1の1の策定の趣旨を御覧ください。</p> <p>平成30年7月に医療法及び医師法の一部を改正する法律が制定され、都道府県は外来医療計画を策定して、外来医療に関する情報の提供を行うとともに、外来医療機関間での機能分化・連携の方針等を協議する場を設置して、外来医療に係る取組を推進することとなりました。</p> <p>次に、2の計画の位置づけを御覧ください。</p> <p>外来医療計画は、医療法の規定により、医療計画の一部として位置づけることとなっています。</p> <p>なお、現行の外来医療計画は、令和元年度に医療計画の別冊として策定していましたが、今回は改定のタイミングが医療計画の本冊と一致することから、医療計画の1項目として策定することとしています。</p> <p>次に、3の計画期間を御覧ください。</p> <p>医療法の規定により、令和6年度から令和8年度までの3年間となっています。</p> <p>次に、4の協議の場を御覧ください。</p> <p>現行の外来医療計画と同様、各構想区域の地域医療構想推進委員会を計画策定後の協議の場として設定いたします。</p> <p>一方、外来医療計画は医療計画の一部であるため、こちらも現行の外来医療計画策定時と同様の考え方ですが、計画策定時の検討は圏域保健医療福祉推進会議で行うこととしています。</p> <p>次に、5の改正のポイントを御覧ください。</p> <p>国のガイドラインの改正に伴い、資料1-2の15ページに紹介受診重点医療機関に関する記載を追加しています。</p> <p>時間の都合がございますので、内容の詳細については、本日は省略させていただきます。</p>
---	---

	<p>また、外来医療計画では、国のガイドラインに基づき、外来医師の偏在の状況を客観的に示す指標として、2次医療圏単位で、外来医師偏在指標を定めることとされており、値が全国の上位33.3%までに該当する2次医療圏を外来医師多数区域として設定することとされています。</p> <p>現在のところ、国から最終版のデータの送付はありませんが、現行の医療計画と同様、名古屋・尾張中部医療圏のみが外来医師多数区域になる予定です。</p> <p>その他の項目については、国のガイドラインに大きな改定はありませんので、基本的にこれまでどおりの取組を継続することを想定しています。</p> <p>最後に6の今後のスケジュール(予定)を御覧ください。</p> <p>今後、10月に医療審議会医療体制部会、11月に医療審議会による審議を経た後、パブリックコメントを実施する予定としています。</p> <p>その後、2月に再度、医療審議会医療体制部会、3月に医療審議会による審議を経て、答申・公示を予定しています。</p> <p>簡単ではございますが、説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の説明について、御意見、御質問等がございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。</p>
議長	<p>それでは、議題(1)愛知県外来医療計画の改訂についての説明のとおり、承認とすることに賛成の方は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">【賛成者 挙手】</p>
議長	<p>ありがとうございます。挙手全員と認めます。</p> <p>よって、本議案は、全員一致で事務局案が承認されました。</p>
議長	<p>次に、議題の(2)尾張西部医療圏保健医療計画の見直し(原案検討)についての資料2の部分について、事務局から説明してください。</p>

事務局
(清須保健所課長補佐)

引き続き説明します。

尾張西部医療圏保健医療計画の見直しの原案検討のうち、前回の保健医療福祉推進会議で御承認いただいたこと及び本日、検討いただきたいことについて、資料2により御説明させていただきます。

資料2の尾張西部医療圏保健医療計画の見直しについてを御覧ください。

1の愛知県地域保健医療計画は、昭和62年8月の最初の策定から過去9回の見直しを経まして、現行の医療計画に至りました。

現行の計画期間が、今年度、令和5年度までとなっていますことから、計画を全面的に見直し、令和6年3月を目途に次期計画を公示したいと考えています。この県計画の中に圏域項目に関する事項として、2次医療圏における保健医療計画の圏域計画と呼ばれる部分を策定するものです。

2の尾張西部医療圏保健医療計画です。

平成4年8月に策定され、以後概ね5年を目安に見直しをしています。現行の県計画と同様に、計画期間が、平成30年度から今年度、令和5年度までとなっています。

今回は、国から医療提供体制の確保に関する基本方針の一部改正及び医療計画作成指針の全面改正を受け、計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とする新たな県計画及び圏域計画としています。

3の尾張西部医療圏保健医療計画策定委員会についてです。

令和5年3月1日(水)に開催されました令和4年度第2回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議で設置が承認され、委員の確認は議長一任とされました。

記載の委員に、令和5年7月13日(木)及び8月1日(火)の委員会において、計画の見直し方針の検討、事務局からお示しましたたたき台を検討し、素案を作成し、委員の皆様の御意見をもとに修正しました素案を検討し、本日お示しする試案を作成いたしました。

	<p>4 の新尾張西部医療圏保健医療計画の案についてです。</p> <p>地域の概況を始め、5 疾病 6 事業等、全 17 項目からなり、後ほど、具体的に説明させていただきます。</p> <p>5 の今後のスケジュールの予定ですが、今回、8 月 18 日の第 1 回尾張西部医療圏保健医療福祉推進会議で原案検討をいたしまして、8 月末日までに圏域項目の原案を県へ提出することになります。</p> <p>その後、当医療圏の新興感染症発生・まん延時における医療対策については、県計画の素案から試案とする検討を行う 10 月の医療審議会医療体制部会の前に示されるこの素案を参考に精査してまいります。</p> <p>その後のお話になりますが、県計画・圏域計画の試案検討としまして、医療審議会医療体制部会におきまして、審議、検討を行ってまいりまして、医療審議会にて原案を決定いたします。</p> <p>そして、12 月、令和 6 年 1 月に関係団体への意見照会及びパブリックコメントを実施いたします。</p> <p>その結果を受けて、原案を修正し、令和 6 年 2 月に計画案を決定し、3 月の医療審議会におきまして答申をいただき、策定・公表する予定としています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の説明について、御意見、御質問等がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。</p>
議長	<p>それでは、続きまして、議題の(2)尾張西部医療圏保健医療計画の見直しの原案検討についてを事務局から説明してください。</p>
事務局 (清須保健所課長補佐)	<p>続きまして、尾張西部医療圏保健医療計画の見直しの原案検討について、御説明させていただきます。</p> <p>資料 3 の現行保健医療計画からの主な変更点と資料 4 の原案検討の尾張西部医療圏保健医療計画の試案を合わせて御覧ください。</p> <p>現行保健医療計画からの主な変更点をまとめたものが資料 3 です。これは左側に現行計画の目次項目が載っていきまして、右側にそれに対する主な見直し</p>

点等を記載しています。

それでは、今回の見直し箇所のポイントを説明させていただきます。資料 3 の現行保健医療計画からの主な変更点及び資料 4 の【原案検討】尾張西部医療圏保健医療計画(試案)を合わせて御覧ください。

まず、現在、愛知県地域保健医療計画の別冊として冊子となっている尾張西部圏域保健医療計画ですが、新しい県計画の中の圏域項目として、第 12 章の 2 次医療圏における医療提供体制の第 4 節の尾張西部医療圏の位置づけに新たになります。

体系は、1 の地域の概況、2 の保健・医療施設、3 の圏域の医療提供体制の 3 つとなり、地域の概況は、(1)人口から(5)住民の受療状況の 5 項目、医療提供体制は、現行の 5 疾病 5 事業及び在宅医療に、新興感染症発生・まん延時における医療対策を加えた 5 疾病 6 事業及び在宅医療の整理になります。なお、当圏域は、へき地医療には該当しませんので、11 項目となります。

資料 4 の原案検討の尾張西部医療圏保健医療計画の試案の 1 ページ目を御覧ください。

1 の地域の概況です。

人口、将来推計人口、人口動態、主な死因別死亡、住民の受療状況を表として示し、現時点で可能な限りのデータに基づき、時点修正しています。

住民の受療状況については、現在、調査中の令和 5 年度患者一日実態調査の結果が判明次第、記載いたします。

2 の保健・医療施設については、最新のデータを基に、時点の修正を行っています。

次に、3 の圏域の医療提供体制です。

それぞれ、現状、課題、今後の方策を示しています。

同ページの、がん対策です。

今後の方策として、地域がん診療連携拠点病院を担っている一宮市立市民病院を中心とした病診連携、研修、相談支援、がんに関する情報収集・提供の充実を図っていくことを記載するなど全面改定しています。

次に、脳卒中対策です。

今後の方策として、予防・啓発の記述を充実させるとともに、合併症の中でも特に誤嚥性肺炎の予防のために、多職種間で連携して対策を図ることとし、継続的な支援が必要な対象として、急性期の早い時期からの口腔管理が必要な患者（嚥下障害がある等誤嚥性肺炎のリスクが高い患者等）を追記し、多職種間で連携して対策を図る体制の普及・定着を図ることとしています。

心筋梗塞等の心血管疾患対策です。

食生活と運動等の県民理解の大切さについて記載し、課題としましては、生活習慣病の発症は、食生活や運動等の生活習慣に深く関わっていることを全ての県民が理解し、危険因子になる高血圧、脂質異常症、肥満等予防のために生活習慣の改善を地域住民が考えていくような地域づくりが必要である旨を記載しています。

糖尿病対策です。

重症化予防及び歯科診療所との連携が重要でありますので、現状の4の医療連携体制として、糖尿病性腎症重症化予防の取組を推進するため、愛知県糖尿病性腎症重症化予防プログラムを基に、地域連携会議を開催し、情報共有や連携体制の構築を図っている旨を記載しています。また、課題としまして、糖尿病対策では、症状の各時期での医療の連携が重要であるため、かかりつけ医から糖尿病専門医・専門医療機関への紹介基準等を踏まえ、診療科間連携を推進する必要性があり、合併症である歯周病を予防する必要性から、歯科診療所との連携が求められる旨を記載しています。

精神保健医療対策です。

今後の方策としまして、保健・医療・福祉・介護・就労・教育・自助団体等の関係機関による協議の場を設け、関係者が地域の課題を共有したうえで、当医療圏にふさわしい地域包括ケアシステムの構築を進めていくとともに、協議の場を通じて、医療・福祉・介護等サービスの提供体制や精神障害者の地域移行支援について検討を進めていく旨を記載し、全面改定しています。

救急医療対策になります。

現状の2の第2次救急医療体制では、稲沢市民病院、厚生連稲沢厚生病院と海部医療圏内の津島市民病院及びあま市民病院間の医療圏を越えた医療連携のモデルとして、あま市民病院内に亜急性期病床の連携病床12床が、平成27年度に整備されている旨を記載しています。

3の第3次救急医療体制では、救命救急センターとして、一宮市立市民病院及び総合大雄会病院が指定されています。

稲沢市民病院では、一宮市立市民病院との連携強化のための連携支援病床50床が平成26年度に整備されている旨を記載しています。

課題ですが、救命救急センターへの患者の集中化を防ぐため、第1次及び第2次救急医療機関との機能の分担と連携を図る必要がある旨を記載しています。

今後の方策として、救急医療の適正な利用を図るため、様々な場を通じ啓発をしていきます。

救命救急センターについては、複数設置の方針を堅持していきます。

災害医療対策です。

こちらは医療圏域を超えた広域な所管区域が設定され、尾張西部医療圏は、名古屋・尾張中部医療圏の尾張中部地域と一体となった尾張西部区域で対応する方針に整備されました。

現状としましては、1の平常時の対策として、大規模災害時に備えて、災害拠点病院に指定されている、一宮市立市民病院、総合大雄会病院及び厚生連稲沢厚生病院の3病院から当区域の災害医療に関する調整を担う地域災害医療コーディネーターを任命しており、大規模災害時においては、一宮市医師会館内に医療チームの配置調整等を行う保健医療調整会議を設置することとし、平常時から、地域における課題等について検討し、体制強化に努めています。

尾張西部区域と尾張北部区域では、患者の受療行動において、北名古屋市及び西春日井郡豊山町の住民のように区域を超えた小牧市民病院への通院等が

確認されるため、平常時から尾張北部区域の関係機関等との地域を超えた連携の必要性が高まっている旨を記載しています。

課題としまして、名古屋・尾張中部医療圏内の尾張中部地域部分の広域化をカバーする災害拠点病院の体制整備が必要になります。また、海拔ゼロメートル地帯が全域に広がっている海部区域の津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡大治町、海部郡蟹江町及び海部郡飛島村に対して、当区域は支援側に位置付けられるため、支援に向けた体制整備について検討が必要になります。

今後の方策としまして、県営名古屋空港の災害発生等に備え、医療救護システムを強化し、関係機関の連携を強化します。

今般の新型コロナウイルス感染症対応を踏まえまして、6事業目に追加することになりました新興感染症発生・まん延時における医療対策です。

現状は、医療関係団体、主要医療機関、市町村等関係機関との協議・調整を行い、医療機関間の連携・役割分担の実施等、医療体制の整備を推進しています。

課題は、医療体制の整備については、実情に応じて推進していく必要があります。また、感染状況のフェーズに応じた準備体制の迅速かつ確実な稼働とともに、県民や事業者の皆様に対して、わかりやすい広報に努めていく必要があります。

今後の方策は、新興感染症の発生に備え、県民への適切な医療を提供する体制や保健所等の体制の整備等を進めていきます。また、感染者の急増に対応できるよう十分な医療体制の確保を進めていきます。

現状において、記載できる範囲で記載していますが、国において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針が定められました。県では、この感染症法に基づく基本指針に即して、愛知県感染症予防計画を定めるとしています。

今後、愛知県感染症予防計画との整合性を図りつつ、愛知県地域保健医療計画の県計画の素案は、更にまとめられてまいります。当医療圏の計画につきま

しては、県計画の素案から試案とする検討を行う 10 月の県医療審議会医療体制部会の前に示されるこの素案を参考に精査してまいります。

周産期医療対策です。

現状としまして、2 の母子保健事業として、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、必要な支援につなげていくため、一宮市は、妊娠 32 週の全ての妊婦を対象に訪問を実施し、妊娠期から継続している旨を記載しています。

課題としまして、地域周産期母子医療センター及び産科医療機関と保健、福祉、教育機関の連携により、妊娠中から出産後まで継続した支援をすることで、マタニティーブルーや虐待の予防・早期発見・対応ができる地域全体の支援体制整備を図っていく必要がありますと追記しています。

今後の方策としまして、母の孤立化や育児不安を防ぎ、児童虐待の発生を予防・早期発見するため、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の体制整備を推進する旨を記載しています。

小児医療対策です。

現状の 1 の小児医療の現状としまして、重症心身障害児入所施設の医療型障害児入所施設・療養介護事業所の一宮医療療育センターに一般病床 120 床があります。

一宮市及び稲沢市には要保護児童対策地域協議会の子どもを守る地域ネットワークが設置されており、保健、医療、福祉、教育、警察等の関係機関が連携して虐待を受けている子どもを始めとする支援対象児童等への支援の内容に関する協議を行っています。

小児救急の現状として、休日昼間における救急医療体制について、一宮市及び稲沢市は、それぞれの休日急病診療所及び尾張西北部広域 2 次救急医療圏の一宮市・稲沢市・清須市・北名古屋市・西春日井郡豊山町の病院群輪番制参加病院で対応しています。

休日及び平日の夜間について、一宮市及び稲沢市は、尾張西北部広域 2 次救急医療圏の病院群輪番制参加病院で対応しています。

小児の救命救急医療は、救命救急センターが一宮市内に2か所あります。その内、一宮市民病院では、小児医療を24時間体制で提供しています。

課題としましては、歯科診療所を含む児童虐待に対する医療機関の役割は極めて重要で、地域関係機関とのネットワークの強化、連携を一層推進していく必要がある旨を記載しています。

今後の方策としまして、児童虐待等の対応について保健・医療・福祉関係機関相互の一層の連携強化を図る旨を記載しています。

在宅医療対策につきましては、現状のプライマリ・ケアの現状として、プライマリ・ケアの機能を担うのは、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師・薬局であり、医療機関としては、地域の一般診療所・歯科診療所が中心になります。

在宅医療の提供体制として、緊急時の連絡体制及び24時間体制で往診に対応する在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所、医療機関等と連携し歯科医療の面から支援する在宅療養支援歯科診療所を記載しています。

服薬指導の面から訪問薬剤管理指導を実施する薬局数を記載するとともに、地域住民による主体的な健康の維持増進を支援する健康サポート薬局、多職種との連携等を通じて最適な薬物治療を提供する地域連携薬局、がんなど専門的でより高度な薬学管理を行える専門医療機関連携薬局を記載しています。そして、訪問看護ステーションも記載しています。

何らかの理由により、自宅での生活が困難な場合に利用できる施設として、介護老人保健施設、特別養護老人ホームがあり、その他各種施設等と併せて介護・看護・リハビリ等の提供をしています。

多職種間で在宅患者の情報を迅速に共有するICTの情報通信技術システムとして、一宮市は、ささえいネット、稲沢市は、なおいネットいなざわ連絡帳を稼働しています。

課題としましては、在宅における全身状態の維持には、継続的な栄養管理・口腔ケア・リハビリテーションが欠かせないため、その重要性の周知・啓発や関

	<p>係職種間で連携体制を構築することが必要です。</p> <p>在宅において療養するがん患者には、継続的な疼痛管理が欠かせないため、薬局における麻薬の適切な調剤及び在庫管理が必要です。</p> <p>今後の方策としまして、地域包括ケアシステムの確立に向け、保健・医療・介護・福祉の関係機関の連携を推進します。また、ICTのさらなる利活用の促進を図ります。</p> <p>口腔の管理・リハビリテーション・栄養管理を適切に提供するために、関係職種間で連携体制を構築することとし、身体機能及び生活機能の維持向上のための栄養管理・口腔ケア・リハビリテーションを適切に提供するために、関係職種間で連携体制を構築することに努めますと追記しています。</p> <p>一宮市薬剤師会では急な麻薬の在庫不足を補うため、麻薬小売業者間譲渡許可制度により、薬局間での麻薬譲渡を円滑に行うことができる体制作りに取り組んでいく旨を記載しています。</p> <p>以上が、尾張西部医療圏保健医療計画の試案検討の説明でございます。</p>
議長	<p>ただ今の説明について、御意見、御質問等がありましたら、お願いします。よろしいでしょうか。</p>
議長	<p>それでは、議題(2)について、開催要領に基づき採決を行います。</p> <p>議題(2)の尾張西部医療圏保健医療計画の見直しの原案検討についてを説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
	<p style="text-align: center;">【賛成者 挙手】</p>
議長	<p>ありがとうございます。挙手全員と認めます。</p> <p>よって、本議案は、全員一致で事務局案が承認されました。</p>
議長	<p>それでは、この尾張西部医療圏保健医療計画の見直しについてですが、原案を県へ提出するにあたり、</p>

	<p>本日の試案を原案に修正して、提出していくこととなります。</p> <p>これからの原案への修正につきましては、議長一任とさせていただきますようお願いいたします。</p>
議長	<p>【異議なし】の声あり</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、修正につきまして、議長一任とさせていただきます。</p> <p>これをもちまして、議題を終了させていただきます。</p>
議長	<p>次に、報告事項(1)の第9期愛知県高齢者福祉保健医療計画の策定についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局 (高齢福祉課課長補佐)	<p>愛知県福祉局高齢福祉課の山内と申します。</p> <p>皆様方におかれましては、日ごろから、本県の高齢福祉行政に対して、御理解・御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、私どもで今年度策定いたします第9期愛知県高齢者福祉保健医療計画の策定について、概要を説明させていただきます。</p> <p>まず、お手元の資料5を御覧ください。</p> <p>初めに、1の策定の目的等です。</p> <p>この計画は、本県の総合的な高齢者の福祉保健医療の推進や介護保険制度の円滑な運営を図るため、老人福祉計画と介護保険事業支援計画を一体として策定するものとなります。</p> <p>計画期間は、法令で3年と定められており、現行の第8期計画の最終年度であります今年度に、2024年度から2026年度を計画期間とする第9期計画を策定してまいります。</p> <p>策定にあたっては、国が定める基本指針に則して策定することとされています。</p> <p>なお、本計画の一部は、先般、国の方で公布されました認知症基本法及び県条例に基づきます認知症施</p>

策の推進を図るための計画として位置付けてまいります。

次に、2の第9期計画の位置付けです。

第9期計画では、図にありますとおり、計画期間中に団塊の世代が、75歳以上になる2025年を迎えることから、地域包括ケアシステムの深化・推進をさらに進めるとともに、地域ごとの人口構成の変化や介護ニーズの動向も踏まえ、2040年以降も見据えた、中長期的な視点に立って介護サービス基盤の整備を進めてまいります。

1枚おめくりいただき、参考に人口の推移に関する資料をつけさせていただきました。

棒グラフは、2020年から2045年までの人口を5年ごとに示していき、棒グラフの一番上が65歳以上の高齢者人口、真ん中の段が15歳から64歳のいわゆる生産年齢人口となります。

また、折れ線グラフが2本ございますが、上が全人口に対する生産年齢人口の割合で、下が高齢化率、65歳以上人口の割合となっています。

尾張西部圏域は、いずれも愛知県全体や全国と同じ傾向を示していき、生産年齢人口が減少していく中で、高齢者人口が増えていくことが今後みられる状況です。

次に下の折れ線グラフは、いわゆる高齢化率、65歳以上人口の割合ですが、こちらは上昇傾向となっていて、2025年から2045年にかけて、急速に高齢化率が高まる傾向にあります。この傾向は、愛知県全域の傾向とも類似した状況です。

また、下の表は参考でつけていますので、見ていただければと思いますが、第8期計画である2021年度から2023年度の介護保険の各種サービスから目標と実績を掲げたものになります。実績の傾向を大まかに説明させていただきますと第8期が、新型コロナの影響を受けた期間でありまして、いわゆる自宅からの通いのサービスである通所介護や短期入所生活介護が、計画に対しまして大幅に下回る結果となっていて、それを支える形で訪問介護が、比較的計画通りに進んでいるという傾向が顕著にみられた時

期でした。

それではさきほど御覧いただいた資料 5 に戻りまして、右側の 3 の第 9 期計画における主なポイントです。

まず、(1)介護サービス基盤の計画的な整備です。

尾張西部圏域の人口動態については、先ほど説明させていただいたような状況ですが、県内でも都市部では、今後高齢者人口が増加していくのに対して、元々高齢者人口が多いような地域では、高齢者人口が今後減少するなど、地域によっても大きな差がありますので、地域の実情に応じたサービス提供体制の整備を進めることとしています。

また、在宅の要介護者の在宅生活を支えるために、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護などの地域密着型のサービスの更なる普及を図ってまいりたいと考えています。

次に(2)地域包括ケアシステムの深化・推進です。

先ほども触れましたが、次期計画期間中に、団塊の世代が 75 歳以上になる 2025 年を迎えることを踏まえ、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

また、認知症施策については、あいちオレンジタウン構想の理念を継承しつつ、認知症基本法を踏まえて推進していきたいと考えています。

次に(3)介護人材確保及び介護現場の生産性向上です。

今後、現役世代の減少などにより介護人材不足がさらに進む中、安定的な介護サービスの提供体制の確保のため、高齢者も含めた幅広い世代層の参入促進や職員の離職防止など介護人材の確保を図るとともに、事業所における業務の効率化や介護サービスの質の向上を図るための生産性の向上に資する取り組みを進めてまいります。

次に 4 の計画策定体制です。

計画策定にあたりましては、関係各分野の方々を構成員とします計画策定検討委員会を設置しまして、幅広い視点から御意見をいただきながら策定を進めてまいります。

	<p>最後になりますが、5の策定スケジュールです。 スケジュールの一番上ですが、7月に国の基本指針の案が提示されていますので、その内容も踏まえまして、8月9日には、第1回目の計画策定検討委員会を開催し、委員の皆様方から多くの御意見を頂戴していますので、それらも十分に踏まえながら市町村計画との調整や医療計画との整合性も図りつつ計画の素案を作成しまして、12月下旬に第2回目の委員会に諮ってまいります。その後、来年1月下旬頃にパブリックコメントを行い、3月に計画の最終案を第3回目の委員会にお諮りし、計画の策定・公表を行ってまいる予定としています。</p> <p>簡単ですが、第9期の計画の策定につきましては以上でございます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただ今の説明について、御意見、御質問等がありましたら、お願いします。よろしいでしょうか。</p>
議長	<p>次に、報告事項(2)愛知県地域保健医療計画の別表に記載されている医療機関名の更新について事務局から説明してください。</p>
事務局 (清須保健所課長補佐)	<p>愛知県地域保健医療計画の別表に記載されている医療機関名の更新について、御説明させていただきます。</p> <p>資料6-1を御覧ください。</p> <p>令和5年5月23日現在の状況です。</p> <p>1のがんの体系図に記載されている医療機関名で、乳腺のがん医療を提供する病院から稲沢市民病院が削除となりました。</p> <p>2の脳卒中の体系図に記載されている医療機関名で、脳血管疾患等リハビリテーション料を算定している病院に北津島病院が追加されました。</p> <p>5の救急医療の体系図に記載されている医療機関名で、第2次救急医療体制・搬送協力医療機関に五条川リハビリテーション病院が追加されました。</p> <p>更新後の別表が資料6-2になっています。</p>

	説明は以上です。
議長	ただ今の説明について、御意見、御質問等がありましたら、お願いします。よろしいでしょうか。
議長	次に、報告事項(3)尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会の状況について事務局から説明してください。
事務局 (清須保健所課長補佐)	<p>令和5年6月29日開催の令和5年度第1回尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会の状況について、御説明させていただきます。</p> <p>資料7になりますが、議題(1)紹介受診重点医療機関として、一宮市立市民病院及び総合大雄会病院が決定され、公表することに合意が得られました。</p> <p>(2)非稼働病棟を有する医療機関へ対応について、総合大雄会病院から今後の計画の説明があり、合意が得られました。</p> <p>(3)愛知県病院開設等許可事務取扱要領第7の適用除外である上林記念病院及びいまいせ心療センターの同一法人の病院間における精神病床の移動の計画について、関係者から説明があり、合意が得られました。</p> <p>(4)病床整備計画について、一宮医療療育センターからの病床整備計画書について、当該地域医療構想推進委員会での審議を行い、今後の計画に合意が得られました。</p> <p>報告事項として、医療機器の共同利用計画が3件提出されました。説明は以上です。</p>
議長	ただ今の説明について、御意見、御質問等がありましたら、お願いします。よろしいでしょうか。
議長	次に、報告事項(4)病床整備計画に関する報告について事務局から説明してください。
事務局 (一宮市保健所課長補佐)	一宮市保健所保健総務課の平尾と申します。着座にて説明させていただきます。

	<p>資料 8 を御覧ください。</p> <p>資料左上の(1)に記載していますが、一宮医療療育センターの一般病床が 8 床増床となりましたので、その報告になります。</p> <p>120 床から 128 床に 8 床増床する計画について、社会福祉法人杏嶺会から令和 5 年 6 月に病床整備計画書の提出がございました。</p> <p>資料右の中段以降に記載の愛知県の要領の抜粋を参考にいただければと存じます。</p> <p>病床整備計画については、この要領により手続きを進めることになりまして、当圏域は病床過剰地域で、通常一般病床を増やすことはできませんが、今回整備する病床は、一宮医療療育センターが医療型障害児入所施設の要件を満たすことから病床規制の対象とはなっていません。</p> <p>愛知県の要領上、尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会に諮る必要がありましたので、6 月 29 日に開催されました推進委員会の協議の結果、計画に合意が得られました。その後、7 月 6 日付けで愛知県保健医療局長から当該病床整備計画は、審査基準を満たし適当であると認められる旨の通知を受理したところです。</p> <p>8 床の整備は、4 床を 2 回に分けて行う計画になっていまして、4 床につきましては、一宮市保健所から 8 月 2 日に一部変更許可、8 月 9 日に使用許可を出しています。</p> <p>残りの 4 床については、提出された計画では、令和 6 年 4 月に運用開始されると認識されています。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>議長 ただ今の説明について、御意見、御質問等がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。</p> <p>議長 それではその他として事務局から何かありますか。</p> <p>事務局 (清須保健所次長) 事務局から 1 点申し上げさせていただきたいことがございます。</p> <p>本日、令和 5 年 3 月 31 日現在の既存病床数、令和</p>
--	--

	<p>5 年度清須保健所事業概要及び令和 5 年度一宮市保健所事業概要の 3 種類の資料を配付させていただいています。</p> <p>こちらの配付資料につきましては、お帰りになられてから、お時間のある時に御覧いただければと思います。</p> <p>また、疑問点等ございましたら、それぞれの行政機関の清須保健所、一宮市保健所まで連絡いただければ、御説明させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>出席委員の方々から他に何かございましたら、よろしく申し上げます。よろしいでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>他に御意見等もないようですので、これをもちまして、議事を終了させていただきます。</p> <p>皆様の御協力により、議事が円滑に進みましたことをお礼申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>それでは、事務局へ進行を戻します。</p>
<p>事務局 (清須保健所次長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>閉会にあたりまして、清須保健所長から挨拶申し上げます。</p>
<p>事務局 (清須保健所所長)</p>	<p>本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。</p> <p>皆様方には、今後ともこの地域の保健医療福祉推進に関しまして、引き続き、御支援、御協力いただきますようお願いいたしまして、簡単ではございますが、閉会の御礼とさせていただきます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>
<p>事務局 (清須保健所次長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>会議の冒頭に申し上げましたが、本日の会議の公開部分の内容につきましては、後日、会議録として愛知県のホームページに掲載することにしてはいますが、掲載内容につきましては、事務局が作成したものを事前に発言者の方に御確認いただくことになっていますので、事務局から連絡があった場合には、御協力</p>

くださるようお願いいたします。

これもちまして、令和5年度第1回尾張西部圏
域保健医療福祉推進会議を終了させていただきます。
本日はありがとうございました。